

ご回答

平成23年9月20日

〒604-0847

京都市中京区烏丸通二条下秋野々町529番地

ヒロセビル4階

特定非営利活動法人京都消費者契約ネットワーク

理事・事務局長 弁護士 長野浩三 殿

〒150-0011

東京都渋谷区東三丁目11番10号

恵比寿ビル5階

株式会社ベストブライダル

取締役人事総務部長 藤谷 知治

拝啓

初秋の候、時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、貴法人よりの2011年8月23日付差止請求書兼申入書に対し、以下のとおりご回答いたします。

貴法人は、上記請求書において、当社約款におけるキャンセル料規定が高額過ぎ、消費者契約法9条1項に定める平均的損害を超えた額を定めるものとして無効となる部分があるという理由をもって、キャンセル料規定の差止を求めておられます。また、今後キャンセルするお客様からキャンセル料をいかなる基準で取得するか、過去に取得したキャンセル料を返金するか否か、返金する場合はどの時期まで遡って、いかなる基準に従って返金するのか、について当社の回答を求めておられます。

この点、当社は、社団法人日本ブライダル事業振興協会（以下「BIA」と言います。）のモデル約款における考え方を参考にして、解約時期及びそれに対応して当社に生じうる平均的な損害額を根拠とした解約料金を定めており、当社キャンセル料規定が消費者契約法により無効とされることはないものと考えております（当社キャンセル料規定に従って解約料金を算出した場合、BIAのモデル約款による場合よりもキャンセル料が低額とな

り、お客様に有利です。) 。よって、当社は、貴法人の差止請求に応じることはできません。従いまして、過去に取得したキャンセル料を返金する予定もありません。

もつとも、当社は現在、キャンセル料規定を含む当社約款全体の改定作業を進めている最中であり、改定に当たっては貴法人のお考えについても十分に参酌させていただく所存ですので、その旨申し添えます。

以上、ご回答いたします。

草々

複写

複写

複写

複写

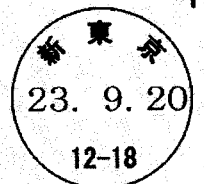
複写

差出人
〒150-0011 東京都渋谷区東三丁目11番10号恵比寿ビル5階
株式会社ベストプライダル

取締役人事総務部長 藤谷知治



この郵便物は平成23年9月20日
第10271372112号書留内容証明郵便物
として差し出したことを証明します。
郵便事業株式会社
受付通番: 2011092017430400100001号
2 / 2頁





=配達証明=

複写

〒604-0847
京都市中京区烏丸通二条下ル秋野々町
529番地 ヒロセビル4階
特定非営利活動法人
京都消費者契約ネットワーク 長野浩三殿



102-71-37211-2

〒150-0011
東京都渋谷区東三丁目11番10号
恵比寿ビル5階
株式会社ベストプライダル
取締役人事総務部長 藤谷知治

複写

複写

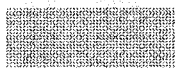
複写

複写

複写



複写



受付通番：2011092017430400100001 号